

防災行政無線更新工事
保守仕様要求水準書

令和 8 年 月

大 湊 村

目 次

1 保守概要	1
2 保守契約	1

1 保守概要

(1) 目的

本仕様は、大潟村が保有する防災行政無線設備の安定稼働を図るための保守管理業務等の委託に関する事項を定めるものである。

(2) 保守対象装置

保守対象となる装置は、防災行政無線運用に欠かすことのできない重要機器を対象とする。それらの装置を動作させるための必要なソフトウェアも対象とする。また、保守対象機器がそれ以外の機器に接続される場合は、その責任分岐点までを対象とする。

保守対象機器を、別表 1 及び別表 2 に示す。

(3) 障害対応保守

ア 防災行政無線設備が正常かつ円滑に稼働できるよう、重要部品などの確保をすること。

イ 年末、年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等の長期休暇の際は、連絡体制表をその都度、提出すること。

(4) 無償保守対応期間後の定期保守点検

ア 定期保守点検対象機器は、親局設備と屋外拡声子局設備とし、運用に欠かすことのできない重要機器を対象とする。受注者は運用に欠かすことのできない重要機器を選定し、発注者に示すこと。詳細の対象機器は別途発注者と受注者で協議のうえ決定することとする。

イ 定期保守点検を実施したときは、速やかに点検報告書を提出すること。点検内容、点検項目、点検範囲については、別途発注者と受注者で協議のうえ決定することとする。

2 保守契約

(1) 契約の目的

契約の目的は次のとおりとする。

ア 発注者及び受注者は、設備の安定稼働を確保するため、受注者は障害発生時に出勤してシステムを正常稼働状態に復旧させること。

イ 必要かつ適切な定期保守業務や臨時保守業務等を組み合わせて行うこと。

ウ 受注者が誠意をもって保守業務等を実施すること。

(2) 再委託

ア 受注者は、発注者へ書面による事前の申出と発注者の事前承諾を得て、本保守の全部又は一部を受注者の指定する保守会社（以下「再委託先」という。）に再委託することができるものとする。

イ 受注者は、本保守を再委託する場合は、当該再委託先に対し、受注者が本契約で負うものと同等の義務を課すものとし、その履行及び遵守について責任を負うものとする。また、再々委託の場合も同様の対応をするものとする。

(3) 保守点検業務内容

保守対象装置及び保守点検業務内容は次のとおりとする。なお、受注者は、業務を遂行するにあたり、電波法及びその他関係法令を遵守し、運用に支障がないよう各装置の機能を維持すること。

ア 保守対象装置等

運用に欠かすことのできない重要機器を対象とする。受注者は運用に欠かすことのできない重要機器を選定し、発注者に示すこと。保守対象装置は別途発注者と受注者で協議のうえ決定することとする。

イ 定期点検

定期点検業務の点検項目は発注者と受注者で協議のうえ確定するものとする。また、点検対象装置・点検周期は、別表を基本とするが、外部環境や稼動状況等に応じ変動する可能性があるものとする。

ウ 定期保守作業中に発見した障害修理等

(ア) 定期保守作業中に障害が認められたときは、障害調査を実施し、必要な措置を施すとともに、速やかに報告書を提出すること。なお、処置が必要な障害については、発注者に報告し、発注者と受注者で協議のうえ修理を行うものとする。

(イ) 定期保守作業中に有償交換部品等の交換が必要であると認められたときは、受注者は速やかに書面をもって発注者にその内容を報告し、発注者と受注者で協議のうえ修理を行うものとする。

(ウ) 受注者が次項の障害保守点検業務の作業完了後、発注者の了解のもとに引き続き保守対象装置の定期点検作業を行った場合、これをもって定期点検工事を実施したものとする。

エ 障害保守管理業務

障害保守管理業務は、各装置に不測の障害等が発生した際に速やかにこれを復旧し、円滑な運用を図ることとする。

(ア) 保守内容及び体制

防災行政無線設備で障害が発生した場合、速やかに担当技術者を対応させ、障害の復旧を図るものとする。原則、平日の日中対応とする。

(イ) 障害原因の追及

障害時は、発注者の立会いのもとに原因を追及して復旧作業を行うとともに、同様な障害の再発防止に努めるものとする。

(ウ) 報告書の提出

障害対応完了時には、障害の原因及び処置について速やかに報告書を提出するものとする。

オ 回線等の障害に関連する障害措置

回線等に関する機能に障害が発生した場合は、回線と機器間の障害区分を調査し、速やかに報告するものとする。

カ その他

(ア) 成果物引渡しから1年以内に起きた障害（天災に起因するものは含まない。）については、無償で障害復旧、修理対応を行うこと。（1年間の無償保守対応）

(イ) 成果物引渡しから1年を経過した日から、原則として有償保守とし、保守委託契約を締結する。保守委託契約内容については、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

(ウ) 無償保証対応期間の1か年目には主要機器点検を実施し、報告書を作成し提出すること。

なお、点検内容については発注者と受注者で協議のうえ確定するものとする。

(4) 請求・支払方法

各年度末の年1回払いを基本とするが、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

(5) 保守用部品及び消耗品

ア 保守用部品及び消耗品の交換については、部品及び消耗品 10,000 円程度を目安として、受注者の負担において処理するものとする。ただし、トナー・ドラム・媒体等の消耗品は含まないこととする。

イ 上記ア以外の保守用部品及び消耗品を有償指定部品とし、有償指定部品の交換が必要な時は、受注者は書面をもってその内容を発注者に報告するものとし、価格及び交換時期等を発注者と受注者で協議のうえ修理を行うものとする。

ウ 対応年数超過又は社会経済事情により部品及び消耗品調達が不可能な場合は、発注者と受注者で協議のうえ、部品及び消耗品の規格等の変更を行うものとする。

(6) 提出書類

受注者は契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。なお、委託期間内に内容を変更する場合も同様とする。

ア 保守業務体制表

イ 保守業務技術者名簿

ウ 定期保守計画書

エ 再委託通知書

オ 機器更新計画表(案)※部分更新含む

(7) 保守技術者

保守点検業務に従事する技術者は防災行政無線設備の構成を十分に理解し、かつ技術的知識と現場経験を有する者であること。

(8) 関係法令等の遵守

保守業務の実施に際しては、電気通信関係法令、条例、規則を遵守しなければならない。

(9) 秘密の保持及び管理

ア 受注者は、保守点検業務の遂行にあたって、直接又は間接的に知り得た一切の情報について、保守点検業務遂行目的以外の使用及び第三者に漏らしてはならない。保守点検業務終了後においても同様とする。

イ 受注者は、保守点検業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記憶媒体等について常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報については、使用しない場合には施錠ができる書庫等に保管するものとする。

ウ 受注者は、保守点検業務の遂行にあたって発注者から提供された資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記憶媒体等について、庁外若しくは社外への持ち出し及び第三者に提供してはならない。また、保守点検業務遂行以外の目的で資料、データ等の複写若しくは複製をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て複写若しくは複製する場合は、この限りではない。

(10) ネットワーク、情報システム等の使用及びセキュリティ

ア 受注者は、保守点検業務遂行にあたって、発注者の管理するネットワークに情報機器を接続する、又は発注者の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ発注者に報告し承認を得て、発注者の指示に従うこと。また、ネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、保守点検業務遂行以外の目的で使用してはならない。

イ 受注者は、発注者のネットワークに接続した情報機器について、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じるものとする。特に、ネットワークに接続した情報機器について、発注者の指示に従い適正な使用を行うとともに、第三者に使用させてはならない。

ウ 発注者は、受注者が上記の規定に違反した場合には、ネットワークから情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置を取ることができるものとする。この場合において、受注者の工事の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、発注者はその責任を負わないものとする。

エ 発注者は、受注者の保守点検業務遂行にあたり、必要に応じて、発注者の施設における情報セキュリティを確保する上で、必要な対策について発注者と受注者で協議うえ決定するものとする。

構築されている防災行政無線設備に対する不正な侵入の探知、ファイアウォール保守、ウイルス対策ソフトウェア等の更新に係る費用は受注者負担とする。

(11) 作業の実施

保守技術者は、保守点検業務を実施するに際して、次の事項をよく遵守し、誠実に行なわなければならない。

ア 作業の着手時及び完了時には、発注者の指定する監督職員に報告すること。

イ 作業にあたっては、十分な事前準備を行い、システム機能を中断させないように留意すること。なお、作業の都合上、やむを得ず部分的なシステム機能の中断を必要とする場合は、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

ウ 障害の発生若しくは発生の恐れがある場合は、臨機の処置を取り、その旨を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(12) 使用機材

保守に要する部品・材料は、良質完全なるものを使用すること。

(13) 使用器具及び予備品

保守点検業務に必要とする工具・測定器及び予備品は、原則として受注者の負担によるものとする。ただし、受注者の要請があった場合は、発注者の所有する器具類及び予備品について、必要に応じて貸与もしくは使用について協力するものとする。

(14) 違反行為の報告

受注者は、この仕様書に違反する行為が発生した場合又は発生する恐れがあると認められる場合は、速やかに発注者に報告し、指示に従うものとする。

(15) 除外事項

次に定める事項は、保守点検業務には含まないものとする。

ア 天災等の不可抗力によって生じた被災機器の修理及び復旧作業

- イ 機器の改造・移設・増設・撤去、OS やブラウザ等の利用環境の変更・更新に伴い発生するシステムの改修が必要となるもの
- ウ 施設の改造、増設、撤去に関するシステムの変更設定作業及び追加の業務
- エ 発注者の不適切な機器の使用又は取扱いによる故障の修理
- オ 電源設備、機器についての定期交換部材(バッテリー等)及び交換作業
- カ 無線設備の免許申請業務、再免許更新業務、無線局 ID 変更業務、気象観測装置の法定点検
- キ 机、ロッカー、イス等の備品の修理
- ク 無線機器のアンテナ類・給電線・通信ケーブル・コンセント・アース・燃料系配管等損害時の修復
- ケ 発注者の依頼による、受注者の行う保守管理業務以外の業務

(16) 疑義協議

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

以上